

## 医薬品成分を含有する無承認医薬品の発見について

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、危険ドラッグの「試買調査」を実施し、試験検査を行っています。

今般、インターネットの販売サイトから購入した下記製品の試験検査を行ったところ、海外においてその塩酸塩が抗うつ薬として承認されている「ブプロピオン」が検出されました。

平成30年3月29日、厚生労働省は当該成分を「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）」と判断しました。

当該品には、経口で摂取する旨の表示はなく、販売サイトには「人体摂取用ではありません。」との記載がありますが、「万一人体摂取すれば危険ドラッグと同様に精神変容などを来たすおそれがある」と当該品を経口摂取することで危険ドラッグの効果が期待できる旨を暗示する表現があります。

医薬品成分を含有し、経口摂取するものは医薬品とみなされ、医薬品としての承認を受けることなく製造販売することは、医薬品医療機器等法で禁止されています。

当該品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

なお、これまでに当該品による健康被害発生の報告は受けておりません。

## 【製品概要】

表示内容	品名	E・V・B Next
	販売元	記載なし
	原材料名	記載なし
形状	液体	
検出成分	1本（10.2mL）あたり「ブプロピオン」を170mg検出する	

## 【違反の事実】

ブプロピオンを含有し、経口で摂取するものは、医薬品医療機器等法第2条第1項で規定する医薬品に該当するが、当該品は医薬品としての製造販売承認を受けていないため、本件は、同法第55条第2項（無承認医薬品の販売・授与等の禁止）の規定に違反する。

## 都民の皆様へ

当該品の摂取により、健康被害が発生する可能性が否定できませんので、当該製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止してください。また、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

なお、国内では、ブプロピオンやその塩類を配合した医薬品は承認されていません。

（裏面へ続く）

## 【問合せ先】

福祉保健局健康安全部薬務課  
電話：03-5320-4512

## 【試験実施機関】

東京都健康安全研究センター

## 【都の対応】

- 1 当該品の発送元を所管する横浜市に対し、情報提供しました。
- 2 福祉保健局ホームページに違反品の名称等を掲載し、摂取による危険性等を都民に周知します。

URL : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/hodo/index.html>

- 3 関係団体へ注意喚起のため情報提供します。

## 【現品写真】（現品は薬務課で保管しています。）



## 参 考

ブプロピオンは、国内で医薬品としては承認されていません。

海外ではその塩酸塩が医薬品として承認されています。

作用：抗うつ作用

副作用：妄想、幻覚等

### 【ブプロピオン】

